

# 裁判員制度 が始まります！



～あなたの声が社会を変える力になります～

平成21年5月までに裁判員制度が始まります。いきなり「裁判員」に選ばれたとしたら、皆さんはきっと不安を感じるのではないのでしょうか。しかし、裁判所が求めているのは、「私の視点・私の感覚・私の言葉」で参加していただくことです。皆さんの日々の経験を活かしていただき、司法に皆さんの感覚を反映していただければよいのです。

まもなく裁判員制度が  
実施されます

平成20年秋には、平成21年分の裁判員候補者名簿が作成されます。そして、年末までには、名簿に記載された方にお知らせが届きます。平成18年のデータに基づくと、埼玉県では、有権者の475人に1人が名簿に登録されると試算されています。

**裁判員制度とは？**  
裁判員制度とは、国民の皆さんに裁判員として刑事裁判に参加していただき、裁判官とともに、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするかを決めていただく制度です。詳細は、裁判所のホームページ（<http://www.sahain.courts.go.jp/>）をご覧ください。



## 裁判員選任の流れ



## 埼玉県民が裁判員になる確率は？ （平成18年のデータを基にしたもの）

- ★裁判員候補者名簿に登録される確立は？  
475人に1人
- ★裁判所に候補者として呼び出される確立は？  
950人に1人
- ★裁判員または補充裁判員になる確率は？  
5,940人に1人

問い合わせ／さいたま地方裁判所刑事訟廷事務室（☎048・863・4111）へ。

## 冬の温暖化対策にご協力を！

県では、暖房によりエネルギー使用量が 증가する冬に地球温暖化防止のためのキャンペーン（3月20日まで）を実施しています。地球温暖化防止は皆さん一人ひとりが主役です。身の回りのできることから着実に省エネルギーに取り組んでください。

**冬のライフスタイル実践**  
カーディガンやベストなどを重ね着したり、暖かい下着を着るなど、暖かく過ごす工夫をして暖房温度を20℃以下に設定しましょう。

**冬のエネルギーDAY**  
「この日は環境にやさしいことをしよう」と決めて、環境にやさしい生活にチャレンジしてみませんか。「エネルギーDAY」は省エネ・省資源の成果をチェックシートで把握し、自治会、学校、団体、企業単位で参加できます。

チェックシートは、役場生活環境課窓口で配付するほか、県や町のホームページから取り出すことができます。



## 万に備えてあなたも交通災害共済会員に！

町では、不幸にして交通事故に遭い、被害を受けた方やご遺族の救済を目的とした「市町村交通災害共済」への加入を推進しています。

平成20年度の加入申し込みは、各区長(班長・隣組長)さんを通じて、2月中旬から3月上旬にかけて行います。加入を希望される方は、会費を添えてお申し込みください。区長さんへの申し込みに間に合わなかった場合は、生活環境課へ直接、申し込んでください。

なお、この記事と併せて各世帯に配付されるパンフレット・制度の手引き等をよく読んでお申し込みください。

**対象**／①寄居町に居住し、住民登録をしている方、または外国人登録をしている方。②加入資格者の被扶養者で、修学のため町外に転出している方。

**会費(年額)**／一般：900円、中学生以下（平成20年4月1日現在で中学生以下）：500円

**共済期間**／平成20年4月1日から平成21年3月31日までの1年間

**対象となる交通事故**／①日本国内の道路上における自動車、自転車、オートバイ（道路交通法第2条第1項第8号に規定する車両）等に乗車中、衝突、接触、転落、転覆等の事故や歩行中にこれらの車両にはねられたり、ひかれたりした事故。②踏切道における電車等との接触、衝突、その他の事故。

**対象とならない事故**／①電車、飛行機、船舶、ケーブルカー、ロープウエー、リフト等の事故。

②地震、洪水、津波等の天災による事故。③幼児用乗用具(玩具具)による自損事故。④作業用特殊自動車で作業中の事故。⑤バス等の乗降中における事故。⑥歩行中、交通事故以外の不注意による事故。

問い合わせ／生活環境課（☎581・2121内線222）へ。



## 踏切事故を無くそう！

町には東武東上線、秩父線、JR八高線の3つの鉄道があり、このため非常に多くの踏切が存在しています。これらの踏切の中には、警報機も遮断機も設置されていない『第4種踏切』と呼ばれるものも少なくありません。

平成19年中には、秩父線の『第4種踏切』で、5月、9月、11月にそれぞれ1名の方が電車で衝突して亡くなるという痛ましい事故が発生しました。

踏切を横断するときには、必ず踏切の手前で一旦停止し、左右をよく見て安全を確認してから渡りましょう。また、踏切や線路には安易に近づかないようにしましょう。

電車の接近音は、意外に静かで、電車が近くにくるまで気がつかないことがあります。遮断機や警報機のある踏切でも、それらが100パーセント正常に作動しているという保障はありません。一人ひとりが気をつけ、悲惨な事故に遭わないよう、十分に注意してください。

問い合わせ／寄居警察署交通課（☎581・0110）または生活環境課（☎581・2121内線221）へ。